行政からのお知らせ（チラシ）

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の規制が強化されました。

2020年4月施行

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



建設・解体業者

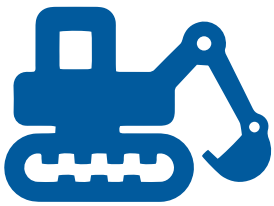
やるべきこと

❶解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。

改正点 **その書面の写しを3年間保存。**

❷フロン類の回収を充塡回収業者に依頼。
（工事の発注者から充塡回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合）

❸フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。





フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、50万円以下の罰金

廃棄物・リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

違反した場合、50万円以下の罰金

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら・・・

○解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
○事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
○書面を**工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存**します。

事前確認書面

機器がある場合

フロン類が回収済み

○工事発注者から**フロン類の引取証明書の写しをもらいます。**

フロン類が未回収

方法②の場合

方法①：工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充塡回収業者に依頼します。
方法②：工事発注者に対して、発注者自ら（又は第三者に委託して）フロン類の回収を充塡回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○充塡回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

引取証明書（写し）

充塡回収業者※



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種フロン類充塡回収業者

機器がない場合

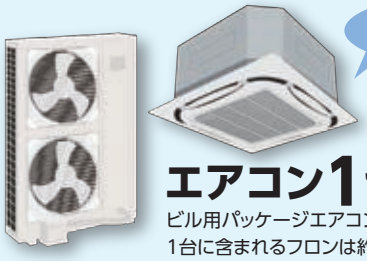
機器がない場合でも、書面を保存してください！

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます！

※廃棄物・リサイクル業者が充塡回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、**二酸化炭素の100～10,000倍**という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、**地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献**できます。



約50t-CO_2 ＝

エアコン1台分
ビル用パッケージエアコン
1台に含まれるフロンは約20kg



レジ袋 約150万枚分



トラック 地球2.4周分

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト　検索

http://www.env.go.jp/earth/furon/

■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局　http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室　TEL：03-3581-3351（内線6753）
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室　TEL：03-3501-1511（内線3711）